事業主の皆様へ

千葉市中央区中央2-7-1 千葉中央社会保険労務士法人

☎ 043-307-9231

年休の買い上げ単価について



年次有給休暇を買い上げても消化した事にはなりませんが、退職時の業務引き継ぎ等で、 期間内に消化出来ない場合があります。その場合の対処について振り返りましょう。

次の3つの場合に限り、例外的に買い上げすることが出来ます。

年次有給休暇の消滅時効 である2年を過ぎて効力 を失った分

法定の付与日数を超えて 年次有給休暇を与えてい る場合の超過分

退職時に未消化で 残った分

買い上げの予約をして、請求出来る年次有給休暇日数を減らすことや、 請求された日数を与えないことは出来ません。(昭30.11.30 基収4718号)

【 年次有給休暇の単価について 】

年休単価に関する労基法の制限はありません。買上単価の決定方法としては、以下が考えられます。

① 月の総支給額を月平均の所定労働日数で除した額	② 日給単価
③ 平均的な1日の所定労働時間に時給を乗じた金額	④ 平均賃金
⑤ 健康保険の標準報酬月額を30で除した金額	⑥ ①~⑤までの計算で求めた金額の○%
⑦ 勤続年数や役職に応じた金額	⑧ 一律○○円

無用なトラブルを避ける為にも、買い上げ単価の設定には、労使合意が望ましいです。消化を 促進するには低めの設定が望ましいですが、退職時の業務引継ぎにあたっては、就業規則の 「年次有給休暇の単価」が最低ラインでしょう。



まとめ



・・・買い上げが起こらないよう、在職中の計画的な消化を促進しましょう